

## 「自由」と「自己規制」について考える

代表理事 新津ふみ子

▶ ‘宅老所’という‘住まい’を聞いたことがあると思います。私が始めて‘宅老所’を訪問したのは介護保険制度開始直後でした。一軒家に5人程度の高齢者が住んでいて、日中は茶の間に集まり、お茶を飲んだり、のんびりしている様子でした。個室ばかりではなく相部屋があることに驚きましたが、説明によると家族のように生活しておりトラブルなどはないとのことでした。その後、福岡の「宅老所よりあい」が大きく報道され、地域の高齢者が集う場、自宅のようにくつろげる空間、また、施設入所を嫌う人が泊まる住まいとして、全国に広がって行きました。「小さな施設」「住み慣れた地域」で、そして「昔ながらの建物などの活用」は高齢者に安心と豊かさを与え、非常に良いものだとして評価され、2006年の介護保険制度改定で小規模多機能型居宅介護として制度化されたわけですが、この事業は、当初伸び悩んでいましたが、2008年の介護報酬改定を経て徐々に増えてはいるようです。

▶ 宅老所の経営者によれば2つ大きな問題があるようです。地域密着型サービスであり、同じ市町村の人しか利用できなくなったこと。また、宅老所は4つの機能から成り立っていたが、3つの機能に限定されたこと。すなわち、通い・訪問・泊まり(ショートステイ)・住まいの4つの機能から、住まいが除かれたことです。一方住まいの機能が認められるには、有料老人ホームとして届け出をすることが必要となりました。有料老人ホームの基準を満たしていない宅老所もあり、小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホームとして届け出をせず、宅老所として活動している事業所があります。通ってくるうちに、泊まるようになり、その延長で住まいとして利用する人が出てきた、すなわち、自然にというか個別のニーズに応じただけというわけです。

▶ 私は、少人数を対象として、その人らしさを大切に多様なニーズに応じることや家庭的な関わりをコンセプトにしたサービスには、規制は馴染まないように思います。どこまで制度化するのか、慎重な検討というか、細かいところまで関与しないという方針を期待した

いものです。

▶ 先日、佐賀県の宅老所を訪問しました。民家改造型の宅老所ですが、高齢者のみへのサービス提供ではなく、共生を課題とし、障害のある大人や子どもと一緒に過ごせる場になっていました。また訪問した7つの宅老所で7人の知的障害をもった人が働いていました。

▶ 介護保険制度は、「利用者本位」「尊厳ある生き方の支援」を目的としていますが、公的サービスであり、基準・規制を決めること、そして事業者は法令遵守が義務となります。一方、現場で利用者本人の支援をしようすれば、「自由」と「柔軟性」は欠かせませんが、正しいと思うことを実施するためには、自己規制が必要でしょう。佐賀県の宅老所の人たちは「佐賀県宅老所連絡会」を立ち上げ、研修会の実施や宅老所の取り組みを紹介する冊子を発行し、その透明性に努めているように思えました。また、県の支援を取り付け、‘佐賀県方式’として全国のモデルになっています。



▶ 話は変わりますが、長妻厚労大臣は「介護保険制度に係る書類・事務手続きの見直しに関するパブリックコメント」をうけて、「介護サービスの情報公表制度」に関しては手数料の廃止を含めた抜本的な見直しを行う考えを示しました。情報を公表するという目的は認めるが方法について抜本的な見直しが必要ということのようです。慣れてしまうと改善する事のほうが負担になるので、見直しは早い方がよいと思います。

▶ 「介護サービスの情報公表制度」は義務化されましたが、第三者評価は任意です。任意であることは自由度が高いということですが、いい加減であれば、また、役に立たなければ衰退します。今年度、東京都においては、評価機関の連絡研究会が動き出しましたが、全国の第三者評価機関連絡会の活動はこれからです。始動させようと思います。

## ～2010年5月の自主勉強会から～ 介護サービス分野における法令遵守 (コンプライアンス)の重要性を考える

講師 高野龍昭さん

### 【はじめに】

2009年の介護保険法・老人福祉法改正において、サービス事業者(法人)に対して法令遵守等の業務管理体制の整備の義務規定が新たに設けられた。これにより、事業者の規模に応じた形で、法令遵守責任者の選任・法令遵守規定の整備などの業務管理体制の構築が法的に求められることとなった。

ところが、本当に実効的な法令遵守のための体制を、ガバナンスの強化によって能動的に構築しようとする介護サービス事業者は少ない。実際、「法令遵守責任者の届出は済ませた」「規定は整備した」という表面的な処理に終始しているのみという声を多く聞く。

そこで、今回の自主勉強会では、介護分野における法令遵守の重要性について、一般ビジネスの世界の取り組みや経済学的な知見を踏まえて検討を加えた。

【コンプライアンスが注目されるようになったのはなぜか】

わが国の企業社会においては、すでに'00年代前半には各企業においてコンプライアンス体制の構築を終え、その機能を十分に発揮することが常識化している。今日では、それが機能しない場合、もはや「ならず者企業」として社会的制裁を受け、市場から撤退することを余儀なくされる。こうした今日的な動きの契機となったのは95年に明るみにでた大和銀行(当時)ニューヨーク支店における巨額損失事件と、それに伴って提訴された株主代表訴訟の01年の和解(大阪高裁)である。

この事件では、一人の行員による簿外取引で11億ドルの巨額損失が発生し、大和銀行が米国でFRBによる行政処分(業務停止処分)を受けるとともに、司法当局により刑事処分(米国での刑法犯の罰金としては史上最高額と言われる3億4000万ドル)を受けた。

大手都市銀行の不正に関するこうした処分にも注目が集まったが、実はそれ以上に関心を集めたのが株主代表訴訟とその判決(00年)であった。この訴訟での原告株主の主張は、「当

## 自主勉強会レポート

5月14日、会員であり東洋大学で教鞭をとっておられる高野龍昭さんに、「コンプライアンスの重要性を考える」と題して、①コンプライアンスが注目されるようになった背景 ②介護サービス事業者にとってのコンプライアンスの意味 ③法令遵守責任者の役割とガバナンス、について話していただきました。高野さんには改めて寄稿をお願いしましたので、参加者の感想とあわせて、ここに掲載します。



時の大和銀行の取締役は、内部統制を構築すべき『善管注意義務』『忠実義務』があったのにこれを怠り、行員が刑事訴追の対象となった虚偽記載等を行うことを防止できなかった」というものである。大阪地裁は原告の主張を一部認め、役員のうち11名に対して総額7億7500万ドル(約829億円)という巨額の損害賠償を命ずる判決を言い渡し、「健全な会社経営を行うためには(中略)リスク管理が欠かせず、会社が営む事業の規模、特性等に応じたリスク管理体制(いわゆる内部統制システム)を整備することを要し、会社経営の根幹に係わるリスク管理体制の大綱については取締役会で決定すること」と、取締役による内部統制システム構築の義務を明確にした(01年に被告の現元役員49人全員で約2億5000万円を同行に支払うことなどを条件に大阪地裁で和解が成立)。

一社員(行員)による不正は取締役の責任であり、それによ

り企業価値が下がった場合には取締役個人が損害賠償責任を負う。この判決によりガバナンスを発揮してコンプライアンス体制を構築することが、'00年代前半のわが国の企業では喫緊の課題となった。そして、今日ではコンプライアンス体制が不十分な企業は、その企業価値が低くみなされるに至ったのである。

介護サービスの実践現場ではどうか——。こうした意味でのコンプライアンスへの認識は薄いと云わざるを得ない。

【コンプライアンスを介護保険の制度的特性から考える】

さて、次に、介護保険制度におけるコンプライアンスの重要性を「準市場 quasi-market」という特性から述べてみる。「介護保険は介護サービスを市場原理により提供するものである」とよく言われるが、これは正確ではない。経済学的な整理によると、介護保険は「準市場」とみなされている。この準市場とは、90年代に英国の経済学者G.ルグラン(2003年ノーベル経済学賞受賞)らによって示された概念で、競争原理が持ち込まれてはいても、次のような公的要素があるなかでの市場を指す。こうしてみると介護保険制度はまさに「準市場」である。

- 1)費用の大部分が公費や保険料で賄われていること
- 2)事業参加が完全に自由化されているわけではないこと
- 3)事業展開にあたって一定の規制が行われていること
- 4)原則的にサービスの対価が公定価格として示されていること

さらに、ルグランらは準市場で起こりやすい問題のひとつとして「公的規制の強化」をあげている。公的規制の強化とは『情報の非対称性』が著しい分野では、競争に勝ち残ったものが良質サービスを提供しているという保証はないため、サービス内容を保証するためには事業の許認可制度や公的資格制度が必要となる」とされる。



この「情報の非対称性」とは、買い手と売り手の持つ商品情報に偏りがあることを指す。特に介護や医療分野ではそれが顕著であり、買い手(利用者)の自己決定は実質的に困難であるとされる。それと同時に、売り手(サービス提供者)の「専門職支配」が強まるものとされる。一般の経済活動においては、「情報の非対称性」があることで、一見は売り手側が有利だとしても、市場原理に基づく効率的な資源配分が妨げられ、品質の良い商品が市場から姿を消すという現象が生じ、さまざまな不利益が生じることになると言われる。

つまり、情報の非対称性の著しい介護保険制度では、品質の良いものか悪いものかの判断を市場(利用者)に委ねては、悪いサービスが良いサービスを駆逐するということが起こりかねないため、公的な規制が強まるのである。介護保険制度ではその一環として、法令遵守等の業務管理体制の整備の義務規定などが法定化されたり、あるいは介護サービス情報の公表といった仕組みが導入されたりするわけである。

しかし、こうした「市場がうまくいかないのであれば政府が介入を」という発想があまりにも短絡的であるという指摘を米国の経済学者のE.オストロム(2009年ノーベル経済学賞受賞)が行っている。オストロムによれば、政府の規制に対する問題点として、現実的でない規制策がとられ、市場が規制に則ろうとすることでコストがかかり、本来の経済活動に支障が生じることなどや、政府の規制に関するコストを十分に認識する必要があると指摘している。すなわち、オストロムの研究や指摘は、ガバナンスやコンプライアンスの本質については、政府からの規制や法令によるものではなく、民間による非市場型メカニズムにあると認識させるものなのである。

介護サービス分野では、コンプライアンス違反やサービスの質の悪さなどの事件の多発によって市場に政府が介入した。それは致し方ないものである一方、現実的でない規制策、コスト高ではないか——。法令遵守体制への行政の実地指導やサービス情報の公表の仕組みをみると、オストロムの指摘は的を得ているとも

言える。

#### 【おわりに～介護サービス事業者における法令遵守】

一般企業におけるガバナンスに基づくコンプライアンスに対する認識と比べると、介護サービス分野では組織としてのコンプライアンスの体制整備は進んでいない。そこに公的規制が強化されたものの、厚労省による施策は現実的かつ実効的な規制策とは言いがたい。

結果として、介護サービス分野における効果的な法令遵守体制の構築のためには、介護サービス事業者自身のガバナンスを発揮することによる体制整備が求められると言えるのではないか。わが国での一般企業での取り組みやE.オストロムの指摘から考えると、おぼろげながらこうした結論にたどりつく。

さらに、それは政府による規制によるのではなく、事業者自身(あるいは民間レベルのネットワーク)の取り組みによって「良いサービスを提供している」ということを積極的に情報公開する前向きな姿勢で「情報の非対称性」を埋めていくことが、実効性のある対策になるのであろう。



#### 自主勉強会に参加して

山下 いづみ さん

今回の勉強会は、テーマに興味をもち、かねてから仕事を調整して参加する準備をしていた。私の勤務する地域包括支援センターにこの4月に迎えた若い相談員もこのテーマに興味を示し、はるばる静岡県浜松市から私たちは出かけていった。

「法令遵守」は一般経済界では、すでに死語に近い言葉になっていることを聞き、福祉市場が一般市場から遅れをとりながらも追随しようとしていることを確認した。一般企業では、法令遵守をしないことの社会的制裁が大きいかかわってくることを、1995年の大和銀行ニューヨーク支店事件からすでに学んでいた。介護保険法下では、法令遵守をしないことへの制裁が、2006年改正で厳格になり、記憶に新しい「コムスン」事件があった。2009年にこの点には改正が加わり、業務管理体制の整備や立ち入り検査、指定・更新の欠格事項の見直しなどが行われている。私が勤務する法人も、業務管理体制の整備は既に実施している内部監査や幹事監査の今一度の整備を行い、大規模事業者として体制整備をしたことを思い出していた。

法律に定められているから遵守するのではなく、介護サービス事業者としてコンプライアンスがどういう意味をもつのかという視点で学ぶことができ、私たちの責務を感じた。(次ページへ)

ここで繰り返してでくる「準市場」という言葉がある。サービス利用は「契約」にはなったものの、「消費者」は通常の市場で期待されている「自己選択が適切にできる人々」ばかりではない。日々利用者に対応している現場のケアスタッフはよくわかっていることである。サービスを受ける側は、どの事業所がよくて、どこが悪いなどと選択できる人はわずかで、ほとんどが、専門家の勧め(誘導?)によってサービスを選択していると言っても過言ではない。したがってある一定のサービスの質を確保するために、規制を強めてきたわけである。しかし、規制を強めたら本当に質はよくなるのか?いつの時代にも違反はあり、そういう不利益なことは明らかにならないことが多い。そういう違反は、自らが、自らの市場に悪いものを持ち込み、それでも成り立ってしまうと、良質なものが排除されてしまう結果になることを、2001年ノーベル経済学賞を受賞した研究者によって明らかにされていると言う。自らがその市場を狭め、質を下げたしまい、人々に選ばれなくなるという結果を招いてしまう。

結論として高野氏は、準市場では、「公的な規制」によるコンプライアンスを求めるのではなく、健全な市場であり続けるために、「準市場の構成員すべて」が、自らの質の評価を行い適正化を図っていく必要があるとした。そのためには、自らのもつサービスの情報を公開していく必要性をあらためて語ってくれた。サービス事業所の強みや弱み、すべて公開し、市場が期待する質を求めていくことをしていかないと、市場はしぼんでしまう。そこには、利用者を含む市場にいるすべてメンバーの役割が重要であるというのだ。第三者評価が果たす役割が大きいことがうかがえる。

聞きなれない経済学的な言葉や、学説に触れながら、今回の勉強会は進んでいったが、私にとっては、新たな発見をたくさんした思いであった。一緒に参加した、若い相談員も、この市場がかかえる問題を知ることができ、参加できたことを喜んで帰途についた。



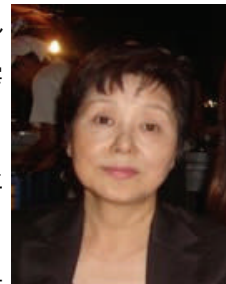
各地の  
情報

鳥取県

## 第9回ハイサービス日本300選と こうほうえん

社会福祉法人こうほうえん 教育研修人財部  
永田 寿子さん

経済産業省のバックアップで制定された「サービス産業生産性協議会」が主宰する「第9回ハイサービス日本300選」は、3年間を目標におおむね4半期ごとに20~25社程度を選定・公表しています。サービス産業全体の技術革新や生産性の向上を目的に各サービス分野で先進的な優良事例を表彰、公表し企業の取り組みを喚起、普及、共有し、サービス産業全体のイノベーションや生産性向上を促進するとされています。



この3月、社会福祉法人としてはじめて、このハイサービス日本300選に私達の法人が選ばれたのですが、その理由を4月12日付の福祉新聞では「第三者評価を積極的に受け、その結果を外部に公表すると共にサービス向上に努めていることが評価された」、医療タイムス4月19日付NO. 1962には「サービスの向上と質の向上に先駆的な取り組みをして高い評価を得てきた」と記してありました。

選んでいただいたことは事実ですが、まだまだ未熟であるだけに、個人的にはこの賞は誠に重く、思いは複雑であり大きなプレッシャーをいただいたという気持ちです。

しかしながら、1987年創立来、ご利用者中心を掲げ、職員一同、走ってきたこの方向が評価を得たとすれば、やっと、サービス業としての入り口にたどり着いた1つの道標として、導いてくださった方々があつたからこそと振り返ることができます。

特にメイアイヘルプユーによる第三者評価は、私ども法人としてサービス提供現場を見つめなおし、整理し、課題を共有、実践につなげる上で欠かせない存在となっています。

2002年から毎年受審し、この8月もケアハウスの評価をお願いしているところですが、今でも忘れられない場面があります。それは、2003年でした。突然、「あなたの特養の売りはなんですか?」と質問されたのです。この言葉に驚き、動揺し、無言状態で緊張したあの瞬間を毎年受審するたびに思い出します。リーダー層が語れなければ組織への浸透は出来ないし、現場はいいサービス提供はできていないに等しいことを悟りました。

### 自主勉強会からのお知らせ

■7月14日の自主勉強会(「キャリアパス」について)の内容は、会報26号でご紹介します。

■次回自主勉強会の日時、テーマは、目下検討中です。決まり次第お知らせしますので、暫くお待ちください。

■自主勉強会の当日資料をご希望の方は、郵券500円分を同封して事務局にご請求ください。

現在、サービス提供側として、『ありがたい姿』を計画的に展開しながら『サービスの売り』について語れる現場を目指しています。こうほうえんの大切にしたい価値観を視座とし、ご利用者、職員、経営、(CS=ES=MS)がバランスよく合体した組織体として存在していきたいです。

メイアイヘルプユーの先生方の率直で、明快で納得できるマネジメントは現場の支援力になっています。これを糧にしてきましたし、多くの示唆を得ながら今があります。

「ハイサービスと言って頂けるような現場になっていますか？ご利用者は満足し感動して下さる切れ目のないケアが提供されていますか？」「まだまだ。でも、わずかに進歩はしてきましたよ、これからですね。」という状態ですが、組織として、チームとして、挑戦しつづけなさいと後押しをしてくれた受賞であるとも捉えて、着実な歩みを目指します。これからも、どうぞ、よろしく御願いたします。



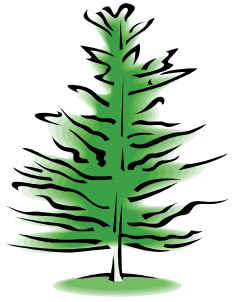
業し川崎市の児童相談所の児童福祉司として採用されました。

初めて自分で受けたケースは父が母を殺してしまい、巻き込まれた少女を児童養護施設に措置するというショッキングなものでした。父が逮捕され学校から帰った子をそのまま措置しました。事件の背景を考えることもなく、子どもの心を思い計ることもなく未熟な私はただ居場所を確保することしか考えられませんでした。今でも子どもの心のケアに思い至らなかったことを後悔しています。その後も「子どもの人権を守り、子どもの心を聴いてあげられるワーカー」を目指しましたが、親からの相談を受け、居場所確保に追われてしまったのが実情でした。直接子どもの心を聴きたいと思い一時保護所の指導員になりました。一時保護所では悲しみ、怒りの体験を抱えながら大人を乗り越えてたくましく育っていく子どもたちの姿にはげまされました。

児童相談所では里親という血のつながらない親子の関係がどう育つかということも大変興味のある問題でした。障害をもつ子の親たちが成人施設を創ろうと立ち上がった時も「施設は市民全体のためにある」というスタンスとそのたくましさに関心を持ちました。虐待ケースについては今のようによくはありませんが、今のよう権限もなく、方法論も未熟で力が発揮できず悲しい思いをしました。

児童相談所で15年勤務した後、第2子の誕生を契機に夜勤のない職場ということで家の近くの障害児通園施設に転勤しました。通園施設が療育センターに変わろうとしているときだったので、早期療育・重症児訪問・子育てグループ支援と活気にあふれた職場でした。そこではさまざまな障害をもった子と接してきました。どんな障害を抱えていてもどの子どもでもらしくたくましく生きている子どもたちでした。この子たちは決して特別な子どもたちではない。特別にさせられているだけなのだと思うようになりました。

発達支援・家族支援・ボランティア支援と様々な支援活動を行ってきましたが、当たり前の生活をさせて欲しいという子どもたちの願いを受け止め実現していくことが、私たち大人や専門家に課せられた課題だと思います。私は第三者評価でも施設が福祉を必要としている人たちの権利を実現させる場であって欲しいと願っています。



## 新入会員紹介

はじめまして！  
お仲間になりました。

甲田 賢一 さん

このたび4月からWAC(評価機関)の藤井紘一郎さんの紹介でお仲間に入れさせていただきました。



WACの神奈川支部に所属して横浜・川崎の評価者資格を取らせていただきましたが、ご存知のように神奈川での評価の仕事は余りなく、東京の資格を09年にとらせていただきました。1件だけ藤井さんや菊池さんに付いてやらせていただいたのをきっかけに東京でも実績を積ませてもらえるところはないかと探していました。メイアイヘルプユーという名前もユニークでしたが、そこなら実力のある人が大勢いるということで紹介していただきました。この間にも研修会や評価者会議に出させて貰い、質の高さに圧倒されています。

私は2年前に川崎市を定年退職しましたが、おもに児童関係の仕事に関わってきました。70年代に社会事業大学を卒

# 事業報告

## 第三者評価事業

■7月に千葉県にある重症心身障害児(者)施設の評価

がはじまり、鳥取県のケアハウス、埼玉県の障害者施設と都外施設が続き、9月から東京都内施設の第三者評価が本格的に始まります。都外施設はいずれも事業者の任意で第三者評価を実施するもので、経費的には一切自治体の助成がありません。各施設との打ち合わせの過程で組織やサービスの改善につなげるためにメイアイヘルプユウの客観的評価が期待されていることがよく分かります。第三者評価の目的が徐々に浸透してきた一面を見る気がします。

■東京都の5つの評価機関で立ち上げた略称「連絡研究会」は6月に関係者8名が集い、「評価機関は事業所評価の際、‘虐待’に遭遇した場合どのように対処すべきか」について各評価機関の実際を報告し合いました。評価機関によって対応の違いが明らかになり、最善の対応が標準化されるべきであると、今後、審議を継続することにしました。次回は東京都福祉サービス評価推進機構が準備を進めている障害者自立支援法対応の障害施設の評価項目について評価機関として提言ができるよう、話し合いをもちます。(要 厚子)

## 特別養護老人ホームにおける利用者の大腿骨頸部骨折予防研究会

研究報告として85頁の報告書を完成させ、厚生労働省に提出しました。研究成果は、転倒による大腿骨頸部骨折のハイリスク者抽出の新たなアセスメントシートと、事故発生時の

要因分析の手法の提案です。報告書の全文をメイアイヘルプユウのホームページに掲載済みです。どうぞご覧ください、そしてご意見等もいただければと思います。

研究の継続申請をしておりましたところ、6月末日に継続研究承認の報が厚生労働省より届きました。現場に具体的に役立つ研究への助成金が得られ、今年度は内容をさらに進化させる取り組みを計画しています。(鳥海房枝)

みなさまからの  
社会福祉情報お待ちしております。(編)  
メールアドレス: meiai@smile.ocn.ne.jp  
\*HPアドレス: www12.ocn.ne.jp/~meiai

このブックレットは、平成21年9月、当法人設立10周年にあたって、「利用者の権利に関する現代的課題」と題して著者に記念講演をお引き受けいただいたことがきっかけで、著されたものです。著者は弁護士であり、日本社会事業大学専門職大学院研究科長でもいらっしゃいます。

## 著書の紹介

「福祉サービス利用者の権利に関する現代的課題」  
一 歴史的変遷を踏まえて一  
弁護士 若穂井透著

本書には、・福祉サービス、利用者という概念の成立、・権利の概念、・自由権と社会権の違い、・人権の私人間効力、・講師分離の原則、・福祉サービス利用者の権利、・福祉サービス利用者の権利に関する現代的課題などがまとめられており、「記念講演の内容をさらに深める」ものになっています。

お問い合わせは、メイアイヘルプユウ事務局まで。

## 事務局より

5月から事務局の常勤職員として勤務した須藤さん、事務局の平均年齢を1人で数歳下げ、元気に通勤しています。評価事業も都外からスタート、少しずつ都内の事業者からの問い合わせや評価依頼が入るようになり、ゆったりの間もほんのつかの間、本格的な忙しさの時期が迫ってきています。

ホームページをより充実させます。具体的には、①全会報の掲載 ②研究成果等の内容掲載などです。

## ～事務局のある日～

5月14日 自主勉強会	6月14日 事務局会議
17日 事務局会議	26～27日 評価者合宿
25日 評価者連絡会	
27日 評価者責任者会議/理事会	

□編集後記□ 在宅医療での訪問看護の推進におき、今年度の診療報酬の改定では、訪問看護管理療養費の引き上げ、乳幼児訪問加算や複数名訪問看護加算などが新設され、訪問看護の幅を拡げてくれました。しかし、現実にはスタッフ不足で小規模ステーションから脱出できない問題を抱えているところが多いようです。それでも真面目な訪問看護師の仲間は「看護職ができる、医療保険のショートスティがあれば…」と話をしています。地域のステーション間でどう連携していくのか考える時代に入ってきたようです。梅雨明けの暑さに負けじと、頭上の百日紅の鮮やかさにエネルギーをもらいながら、訪問看護師の奮闘は今日も続いています。(山本) ■クソ暑さにもめげずお元気でいらっしゃると思います。今号は盛りだくさんでギャーギャーの会報となりました。「利用者さんのこころ模様」は、紙面のおかげで夏休みです。(要のsubre)

〒141-0031

東京都品川区西五反田2-31-9 シーバード五反田401  
(03)3494-9033